

# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

## 平成 17 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

#### （1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

#### （2）諸手当

##### ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を 268,500 円とすること。

（イ）医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,000 円とすること。

##### イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を 13,000 円とすること。

##### ウ 勤勉手当および期末特別手当について

##### （ア）勤勉手当の支給割合

a 平成 17 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.75 月分とすること。

b 平成 18 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とすること。

##### （イ）期末特別手当の支給割合

12 月に支給される期末特別手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

##### （ウ）再任用職員の勤勉手当

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.4 月分とすること。

### 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

#### （1）給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

給与構造の改革のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

の1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(2) 昇給制度について

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

(3) 地域手当について

調整手当を地域手当に改め、その支給地域、支給割合等については、国家公務員における取扱いと同様とすること。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)には、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

の2の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

の3の(1)による改定後の給料表を別記第7のとおり改定すること。

## 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、の1の(2)のウの(ア)のb、およびの3の(1)から(3)までについては、平成18年4月1日から実施すること。

### 2 平成17年12月に支給する期末手当および期末特別手当に関する特例措置

#### (1) 平成17年12月に支給する期末手当または期末特別手当（以下「期末手当等」という。）

の額は、期末手当基礎額または期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、アおよびイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

ア 平成17年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成17年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額または期末特別手当の額に100分の0.34を乗じて得た額

#### (2) 平成17年4月1日から同年12月に支給する期末手当等の基準日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、(1)の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

### 3 経過措置

#### (1) 差額の支給

ア による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要

があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定の適用については、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

(2) 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における の1の(2)の昇給については、国家公務員における取扱いと同様とすること。

(3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、国家公務員における取扱いとの均衡を考慮し措置すること。

(4) その他所要の経過措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。